2.1.3　勧告規定

到着前及び出発前に情報を提出するための条件については、国内法令でこれを定めるべきである。到着前に情報を提出する時点については、原則として、船舶が出発国を出港するより前の時に設定すべきではない。ただし、国内法令には、基本的な規則に加え、必要な場合（例えば、短期間の航海の場合）には例外措置を定めることができる。

2.1.3の二　勧告規定

公的機関は、税関による危険度評価を目的とする貨物に関する事前の電子情報の提出に関して、国際貿易の安全確保及び円滑化のための世界税関機構（ＷＣＯ）基準の枠組み（ＳＡＦＥ）に定める時間的な制限を考慮すべきである。

2.1.4　勧告規定

公的機関は、一般申告書、貨物申告書、乗組員名簿、旅客名簿及び危険物積荷目録に含まれる全てのデータ項目が到着前若しくは出発前に提出される情報又は船舶の積荷目録に含まれている場合には、これらの申告書、名簿及び危険物積荷目録の提出を別途要求すべきでない。

2.1.5　標準規定

公的機関は、到着前及び出発前に提出される情報を要求する場合には、その後の手続でこれらの情報を再利用する。

2.2　標準規定

Ｂ　書類の内容及び目的

一般申告書は、船舶の到着及び出発の際に公的機関が船舶に関して要求するデータを提供する基本的な書類とする。

2.2.1　勧告規定

船舶の到着及び出発のため、同一の様式の一般申告書が受理されるべきである。

2.2.2　勧告規定

公的機関は、一般申告書について次のデータ以外のデータを要求すべきでない。

船舶の名称、種類及び国際海事機関船舶識別番号
呼出符号
船舶の旗国
航海番号
登録に関する細目
トン数に関する細目
船長の氏名
船舶の代理人の氏名又は名称及び連絡先
貨物に関する簡潔な記述
乗組員の数
旅客の数
航海に関する簡潔な細目
到着又は出発の日時
到着港又は出発港
廃棄物及び残留物の受入施設に関する船舶の要求
直前の寄港地又は次の寄港地

2.2.3　標準規定

公的機関は、一般申告書が、船長、船舶の代理人若しくは船長から正当に委任を受けた他の者によって日付を付され、かつ、署名されること又は関係する公的機関が認める方法によって認証されることを認める。

2.3　標準規定

貨物申告書は、船舶の到着及び出発の際に公的機関が貨物に関して要求するデータを提供する基本的な書類とする。ただし、危険な貨物の細目については、別途提出するよう要求することができる。

2.3.1　勧告規定

公的機関は、貨物申告書について次のデータ以外のデータを要求すべきでない。

(a)
到着時
船舶の名称及び国際海事機関船舶識別番号
船舶の旗国
船長の氏名
航海番号
船積港
申告を行う港
貨物コンテナーの識別（適当な場合には、記号及び番号、こん包の数及び種類又は物品の量及び品名若しくは可能な場合には統一システム番号）
申告を行う港で積み卸される貨物の運送書類の番号
船舶に引き続き積載されている貨物が積み卸される予定の港
複合運送書類又は通し船荷証券に基づいて輸送される物品についての最初の船積港

(b)
出発時
船舶の名称及び国際海事機関船舶識別番号
船舶の旗国
船長の氏名
航海番号
積卸港
申告を行う港で積み込まれる物品についての貨物コンテナーの識別（適当な場合には、記号及び番号、こん包の数及び種類又は物品の量及び品名若しくは可能な場合には統一システム番号）
申告を行う港で積み込まれる貨物の運送書類の番号

2.3.2　標準規定

公的機関は、船舶に引き続き積載されている貨物について、提出すべき情報の最低限不可欠な項目の簡潔な細目のみを要求する。

2.3.3　標準規定

公的機関は、貨物申告書が、船長、運送書類を発行した船舶所有者、船舶の代理人若しくは船長から正当に委任を受けた他の者によって日付を付され、かつ、署名されること又は関係する公的機関が認める方法によって認証されることを認める。